

2008年3月13日

市川市長 千葉光行 様

外環道路の部分供用と強制収用の中止を求める要望書

日本共産党市川市議団
代表 金子 貞作
県議会議員 岡田 幸子

1、部分供用について

3月22日、中矢切から県道市川松戸線への部分供用の開通式が開かれる。事業者は、外環道路の千葉区間は、全線開通までは、部分的な開通はしないとしていた。ところが、市川市民に何の説明もなく、2年前に突然、部分的な供用をすと方針変更している。

今回の部分供用によって、県道市川松戸線に1千台以上の車が増えるということである。県道沿線の住民は、高濃度の大气汚染、激しい騒音・振動にさらに苦しめられることになる。この県道は、沿線の児童、生徒の通学路であるが、安全な歩道の確保されていない現状での供用は危険きわまりないものである。このように、沿線住民に新たな犠牲を押し付ける今回の供用はまったく無謀であり、反対である。

よって、市は事業者に対して部分供用をやめるように申し入れること。

2、土地の強制収用について

事業者は、外環道路の用地買収が行き詰まっていることを理由に土地収用法の事業認定にむけた準備をはじめるという方針を発表した。

地権者は「外環道路は街を分断し重大な環境破壊をもたらすもの。先祖代々住み慣れた土地を離れたくない」という共通の思いを抱いている。それを2015年までに開通させたいというだけで、事業認定の準備をすすめ、強制収用をちらつかせるのはもってのほかである。

事業者は、環境影響評価をおこない環境保全目標は達成できるとしているが、95年におこなわれた環境影響評価では、専門家で構成される千葉県環境影響評価審査会からさえ影響予測の不備や問題点が数多く指摘されている。いま、市民が千葉県公害審査会に対し調停を申請し、事業者側にこうした環境影響評価の時点で指摘された問題点への対応をもとめている最中である。

市は、公害調停がひらかれていることを重視し、事業者に対して外環道路の土地収用法の手続きをやめ、強制収用しないように要請すること。

以 上